

介護老人福祉施設サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人東海特別養護老人ホーム東海の里（以下「事業者」という。）は、利用者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。

2 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護3・要介護4・要介護5と認定された方及び要介護1・要介護2と認定された方で特列入所要件に該当する場合、契約は更新されるものとする。

（施設サービス計画）

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせることとする。

(1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。

(2) 必要に応じて施設サービス計画を変更する。

(3) 施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を説明する。

（介護老人福祉施設サービスの内容）

第4条 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法の定める必要な援助を提供する。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供する。

2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりである。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及び代理人（身

元引受人)に説明する。

- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者、他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助する。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。
(サービスの提供の記録)

第6条 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管する。

- 2 利用者又は代理人(身元引受人)は、午前10時から午後4時の間に事務室にて、前項のサービス実施記録を閲覧できることとする。
- 3 利用者又は代理人(身元引受人)は、第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができることとする。

(サービス利用料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎のサービス利用料金(以下「料金」という。)を基に計算された月毎の合計額を支払わなければならない。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に通知する。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに口座振替の方法で支払わなければならない。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行する。

(契約の終了)

第8条 利用者は、事業者に対して30日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができることとする。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず14日間以内に支払われない場合

(2) 利用者が病院又は診療所に入院し、8日間経過した場合、ただし、3ヶ月以内に退院し再入所を希望される場合は、再度契約を結び入所することができる。

(3) 利用者又は代理人（身元引受人）等が、事業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(4) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

3 次の事由に該当した場合は、この契約は終了する。

(1) 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）並びに要支援1・要支援2と認定された場合

(2) 利用者が要介護認定の更新で要介護1・要介護2と認定され、特例入所要件に該当しない場合

(3) 利用者が他の介護保険施設に入所及び退所を希望した場合

(4) 利用者が死亡した場合

（退所時の援助）

第9条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及び代理人（身元引受人）の希望又は、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。

（秘密保持）

第10条 事業者及び事業従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様である。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供してはならない。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

（連絡義務）

第12条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行う。

（相談、苦情対応等）

第13条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

(本契約に定めのない事項)

第14条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議の上定めることとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記銘押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

名称

特別養護老人ホーム東海の里

(介護保険事業所番号 2374100150)

所在地

愛知県東海市富木島町藤ノ棚1番地の1

管理者

施設長 中村 和生

印

利用者

住所

愛知県東海市富木島町藤ノ棚1番地の1

東海の里

氏名

印

代理人(身元引受人)

住所

氏名

印

続柄